

ごみ搬入申請書

※ 住所等の確認できる免許証等の提示が必要です。

搬入日	年	月	日
-----	---	---	---

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

下記の通りごみの搬入を申請します。

申請者 (事業系は 事業者名)	住所	<input type="checkbox"/> 田川市 <input type="checkbox"/> 香春町 <input type="checkbox"/> 添田町 <input type="checkbox"/> 川崎町 <input type="checkbox"/> 糸田町 <input type="checkbox"/> 大任町 <input type="checkbox"/> 福智町 <input type="checkbox"/> 赤村 <input type="checkbox"/> その他
	氏名： 電話番号：	
ごみの 出た場所	住所	<input type="checkbox"/> 田川市 <input type="checkbox"/> 香春町 <input type="checkbox"/> 添田町 <input type="checkbox"/> 川崎町 <input type="checkbox"/> 糸田町 <input type="checkbox"/> 大任町 <input type="checkbox"/> 福智町 <input type="checkbox"/> 赤村
	□同上 ※上と同じであれば記入不要	
	氏名又は会社名：	
	電話番号：	
ごみの区分と 種類	□家庭系	□可燃ごみ □不燃ごみ □粗大ごみ □資源ごみ
	□事業系	□可燃ごみ □粗大ごみ(木製のみ)
搬入車両	□普通車 □軽自動車 □軽トラック □トラック(t車)	
	車両登録番号：	
本人確認	□運転免許証 □マイナンバーカード □その他()	

※トラックについては、2t車までです。

※搬入時は、施設職員の指示に従います。

※貴重品の管理は、自己の責任において行います。

※プラット内へは、1台ずつ入場してください。

※場内での事故は、一切の責任を負いません。

※無許可で他人のごみを運ぶ行為は違法です。

※場内で係員の指示に従わないときは、退去または利用を禁止します。



組合記入欄 (記入しないでください)

確認欄	受付番号	重量	料金

○搬入先

さくら環境センター 田川郡大任町大字今任原3888-1 ☎ 0947-23-1553

○搬入時間

月曜日～金曜日 午前9:00～12:00 午後1:00～4:00

※土日・年末年始は休み（12月29日から12月31日までの年末特別受入については、別に定めます。）

○ごみ処分手数料（消費税込）

家庭系ごみ 10kg未満は110円。10kg以上は、10kg毎に110円。

事業系ごみ 10kg未満は220円。10kg以上は、10kg毎に220円。

搬入についての注意事項

1. 搬入時に本搬入申請書を受付（計量棟）に提示してください。
2. 下記記載のものや、家を増改築及び解体した時の廃材等は搬入できません。
3. 木々類は長さ50cm以内、太さは直径10cmに切ってください。
4. 支払いがない場合は、警察に通報します。

★搬入できないもの★

テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、石綿、石膏ボード、瓦、レンガ、コンクリート、土砂、バイク、タイヤ、農薬ビン、農業用ビニール、建築廃材、公害発生の恐れがあるもの、その他感染性医療廃棄物や産業廃棄物に属するもの等

※田川地域家庭ごみ分別ガイドブックP14、15を参考にしてください。